

**医療健康科学部では既卒の国家試験受験準備中の方々に  
学生向け告示研修への参加を促しています。**

医療健康科学部を卒業されて診療放射線技師国家試験の受験を準備されている皆様へ

令和7年2月に行われる第77回診療放射線技師国家試験から出題基準が変わります。

その大きな変更点のひとつが、令和3年厚生労働省告示第273号研修（いわゆる告示研修）の内容が出題範囲に含まれることです。

参考：令和7年版診療放射線技師国家試験出題基準について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088793\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088793_00008.html)

参考：診療放射線技師法改正に伴う告示研修特設サイト

[http://www2.jart.jp/activity/kokujikousyuu\\_2021.html](http://www2.jart.jp/activity/kokujikousyuu_2021.html)

令和6年5月22日付けで厚生労働省医政局医事課から発出された事務連絡「「臨床検査技師等に関する法律の一部を改正する政令等の公布について」等に関するQ&Aについて」において、以下のことが示されました。

「令和3年度までに入学した者であって、令和5年度までに卒業した者は、令和6年度以降の国家試験を受験するにあたり、新たな教育内容を修得していないことから、あらかじめ、研修を受けること。」

上記に「該当する者であるが、令和6年度以降の国家試験を受験するにあたって、あらかじめ、研修を受けることができない場合」は、「新たな教育内容を修得していないことから、あらかじめ、研修を受けるべきものであること。」

つまり「令和3年度までに入学した者であって、令和5年度までに卒業した者」とは、医療健康科学部を卒業されて診療放射線技師国家試験の受験準備をされている皆様のことを指しています。

既卒の皆様は研修を受けていなくても第77回診療放射線技師国家試験への出願が可能です。しかし、「告示研修」の内容が出題されるため、不利になってしまいます。上記事務連絡において、「各学校養成所において学生等に教育上の不公平が生じないように、可能な限り研修を受ける機会を設けるとともに、学生等に対し研修を受けるよう働きかけること」としています。

駒澤大学医療健康科学部として、国家試験受験準備中である皆様に対して、今夏行われている「学生向け告示研修」への参加を強くお勧めします。

医療健康科学部では現在、令和 3 年度までに入学した在学中の者を対象に、「学生向け告示研修」を実施しています。

7/11（木）付けで、国家試験受験準備中の既卒生の皆様も「学生向け告示研修」に参加させてよいとの許可が、日本診療放射線技師会（以下 JART）から下りました。

学生向け告示研修は、既に以下のスケジュールで進行しています。

**基礎研修:** ~8/5（月）

**実技研修:** 8/8（木）または 8/9（金） 8:50~18:00 @ 駒澤大学駒沢キャンパス

基礎研修は 700 分の動画視聴と各テーマにおける小テストへの全問正解から成り立ちます。

8/5（月）を修了期限に定めており、8/5（月）までに基礎研修の達成率が 100%に満たない者は、実技研修への参加ができません。

学生向け告示研修への参加を希望する場合は、取り急ぎ JART のサイトに皆さんの ID 等を登録する必要があります。

JART への申請期限は 7/30（火）AM9:00 に設定されています。

しかも、8/5（月）を基礎研修の修了期限と定められているため、大変時間がありません。

**「学生向け告示研修」への参加を希望する方は、大至急、以下の問い合わせ先へご連絡ください。**

\*\*\*\*\*

問い合わせ先:

駒澤大学医療健康科学部学科事務室

tel: 03-3418-9545

e-mail: naco@komazawa-u.ac.jp（担当: 名古）

\*\*\*\*\*